



NO. 5

# しよわ 広報

### 町の人口

7月1日現在

男	2,922人
女	2,923人
計	5,845人
世帯数	1,411戸

昭和46年8月1日発行  
編集 役場企画室



## 中央公民館の建設工事始まる

### 総工費4742万円

自由に使える集会場が欲しい、図書館が、大ホールが…町民の期待を集めて、いよいよ中央公民館の建設工事が始まりました。

この公民館はコンクリート2階建、1、2階あわせて、846㎡（約256坪）の大きさ。スマートな外観に町民の健康を守る保健室、よろず相談室、図書室、調理教室、大小のホールなどがつくられます。

6月14日午前10時から、関係者ならびに町民代表が出席

して役場南の建設用地で、起工式が行われました。

神事のあと、町長が鉄入れを行い、工事の無事を祈願しました。

起工にあたって町長は「この中央公民館の建設を契機として、より一層社会教育と町民福祉の向上に努力し、立派な公民館活動が出来るよう、町民の方々の協力を願う」と挨拶。工事は三井興業株式会社が請負い、今年10月末日の完成を旨として炎天下を進められています。

◇ お も な 内 容 ◇	
◇中央公民館の建設工事始まる……………1・2・3	◇皆で交通事故の絶滅を……………5
◇議会報告……………4	◇青山茂さん全国表彰……………5
◇県下に誇る夜間照明施設……………4	◇夏の青少年の生活指導は……………6

# 建設中の中央公民館 設計図をひもとく

開館十月をめざす!!

## 鉄筋二階建

待望の中央公民館の建設工事は、着工以来順調に工事が進んでいます。ここで町民の皆さんに公民館の設計内容をお知らせしましょう。

玄関は六米に拡幅した道路を入った敷地の南向きにつくられています。

### 「一階は福祉と健康のために」

玄関を入ると左手に事務室があり、ここは公民館を管理する事務室です。右手の廊下を曲ると、研修室と保健室があります。

研修室は三十帖敷の和室で中央を大フスマで仕切り、各種の人数の会議や講習会に使うに便利であり、又仕切りを除くと、普通の会議室となり畳でくつろぎながら、話し合いが出来ます。又保健室は町民の健康管理センターとなるところで、健康診断、各種予防接種乳児検診など、すべてここで実施することになります。又保健関係の資料を備えて、健康相談にも応じられるよう配慮されています。保健室の反対側には調理教室があり、調理台等を備えて、婦人会等の料理講習会などが専門に出来るよう広いスペースをとります。

設備をととのえています。又隣の湯沸場にはいつも湯茶の用意が出来る様になっています。その他、宿直室、機械室、男女の手洗所が配置されています。

### 自慢の大講堂兼展示場

本館の左側渡廊下を通ると、広さ一八五平方米（およそ五六坪）の大講堂兼展示場となっております。収容人員二〇〇名、本格的なステージを設え、講演会や各種会合に利用できます。また、移動式のイスを片づければ一大フロアとなり各種パーティーに、展示会にと社会教育活動の場として大に活用されることでしょう。

### 「二階は社会教育のメッカに」

二階へは正面玄関の階段を昇ります。

中央に九二平方米（およそ二八坪）の視聴覚室と講義室を兼ねた、中会議室があります。

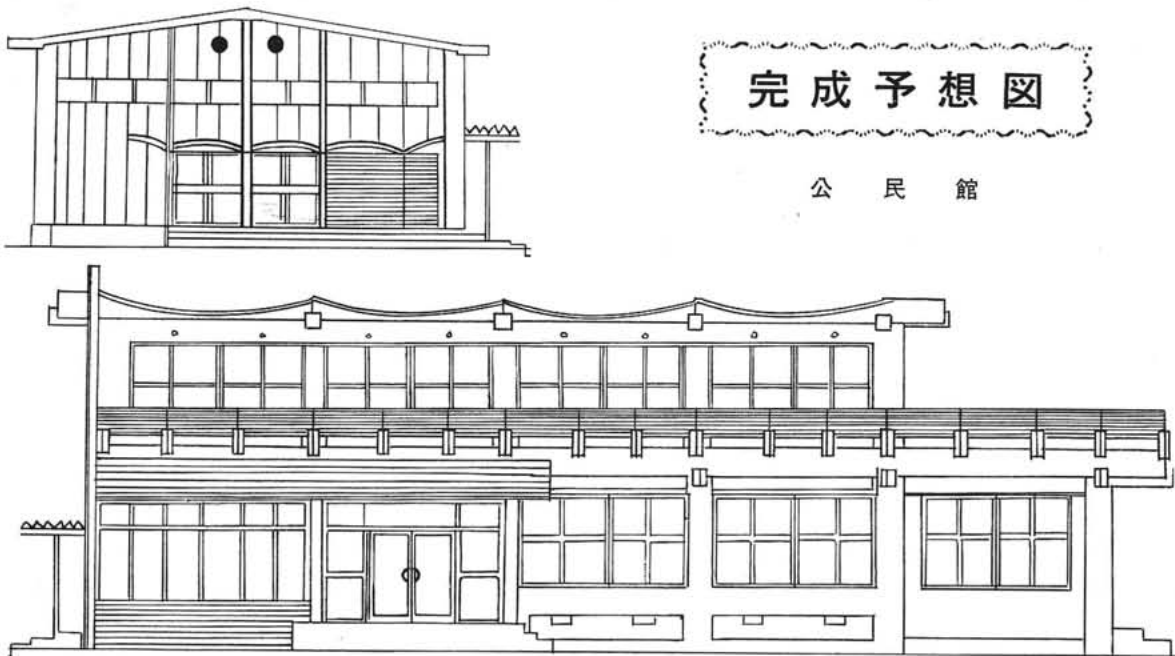
その隣りは倶楽室、小会議室があつて小人数の会議に便利です。

廊下の反対側は相談室で、行政相談、心配ごと相談等の会場としても使われます。

中央に図書室が設置されています。図書の外各種資料の展示を行

## 完成予想図

公 民 館



い、又自由に読書、研究ができるよう静かな環境づくりが配慮されています。

その隣りが児童室となっていま

中央の廊下の扉を開くと屋上に  
出られ、町民のいこいの場となる  
様設計されています。又、特に自  
慢すべきことは全館暖冷房装置と  
なっており、夏・冬に関係なくさ  
わやかな室内でそれぞれの会議や  
講習会等が出されることです。

このように公民館は町民の心  
よりどころとして親しみやすく、  
気軽に利用出来るよう工夫されて  
います。

一日も早い完成が待たれます。

# 市街化調整区域内に 土地をお持ちの人は

昭和四十四年六月十四日に新都

市街化区域は、市街化を積極的

市計画法が施行されましたが、こ  
れに伴い、本県でも甲府都市計画  
区域内の一市四町一村（甲府市、  
敷島町の一部、竜王町、田富町、  
昭和町、玉穂村の全域）について  
は市街化区域、市街化調整区域の  
区分けが昭和四十六年三月三十一  
日づけでなされました。

市街化区域では、市街化を積極的  
にはかる区域ですから、この区域  
内で行なう開発行為（主に宅地の  
区画、形質の変更）あるいは建築  
行為は、その申請が、都市計画法  
に基づく規定に違反しては、か  
つ、都市計画法に定められた基準  
（法三三三）に適合していれば許  
可されます。

これに反して、市街化調整区域

は、市街化を抑制する区域です。か  
ら、この区域内では、農業、林業  
に従事する人が居住したり、業務  
のための建築物などを除けば原則  
として、開発行為が禁止されてい  
ます。

### ◎受付期間

昭和四十六年四月一日から昭和  
四十六年九月三十日まで。

### ◎受付場所

山梨県土木部計画課（甲府市、  
竜王町、敷島町、田富町、昭和  
町、玉穂村の各役場経由）

### ◎届出事項

(1)届出者の職業（法人にあって  
は、その業務の内容）

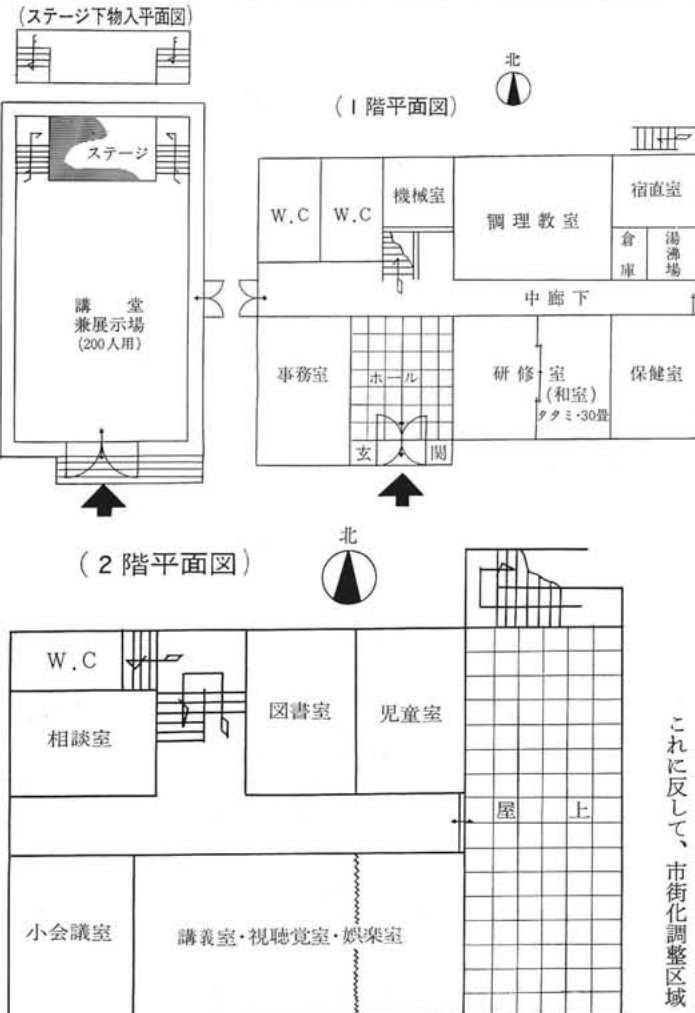
(2)届け出をする土地の所在、地  
番、地目および地積

(3)届け出をする土地の所有権また  
は土地の利用に関する所有権以外  
の権利を有していた目的

(4)届け出をする土地の利用に関す  
る所有権以外の権利を有している  
場合は、その種類および内容（借  
地の場合、貸借契約の年月日およ  
び地主の住所氏名）

なお、届出用紙は市町村役場と  
山梨県土木部計画課に用意してあ  
りますからそれを使用してくださ  
い。

この「既存の権利の届け出」は



この「既存の権利の届け出」は

# 議会報告

## 議長に有泉淳夫氏

### 副議長に田中良夫氏を選任

四月の統一選挙で新しく議員となった人達による初町議会は、四月三十日招集され、正副議長をはじめ各常任委員長、特別委員長の外各委員を選任しました。

◎正副議長の選任(敬称略)

- 議長 有泉 淳夫  
副議長 田中 良夫
- ◎常任委員および正副委員長の選任(敬称略)
- ◎印委員長 ○印副委員長  
◎総務常任委員会  
◎深川市郎 ○小沢 弘 浅川 忠則 田中良夫

- ◎教育厚生常任委員会  
◎山下 璋 ○依田駒夫 井口 金夫 坂本 馨 内田 稔
- ◎産業土木委員会  
◎小宮山卓良 ○渡辺 清 福 島国雄 伊藤久雄 井上久雄 中央道対策特別委員会

- ◎伊藤久雄 牧野方宏 依田駒夫 井口金夫 福島国雄 山下 璋 田中良夫 小沢 弘 渡辺 清 井上久雄
- ◎水源対策特別委員会  
◎内田 稔 牧野方宏 深川市郎 浅川忠則 山下 璋 小宮山卓良 坂本 馨 福島国雄 渡辺 清
- ◎議会選出消防委員  
有泉淳夫 依田駒夫 浅川忠則 小沢 弘
- ◎監査委員(議会選出)  
井口金夫

- 飯 喰 今沢 博○名執富士男 磯部勝重
- 河 西 ○松田孝弘 五味貞明 五味美治
- 上 河 東 保坂 篤○井上 亨 野沢益男
- 組合員外理事 町長 石原 忠則 議会議長 有泉 淳夫 農協組合長 井口 等
- 以上選挙された理事により互選の結果、理事長に石原忠則氏(町長)が選任された。なお、総代の任期は昭和五十年八月二日までであります。

## 県下に誇る夜間照明施設

夏の夜空を真昼のように照らす夜間照明施設が、この六月立派に完成しました。

これは本町の社会体育施設として、県補助を受けて、工事費二百八十三万円で小中学校庭に設置されました。

高さ十五メートルの本の柱に、一キロワットの水銀灯五個づつ、三十キロワットの照明灯が、まるで後樂園のように明るくしてくれます。



(新設された照明柱)

最近各町村でも中学校庭に夜間照明の設備を行なっていますが、昭和町のような三十キロワットの明るい設備のところは

ありません。ですから県下に誇る使用についてもよいでしょう。

使用については、あらかじめ決められている使用許可申請書を教

育委員会に提出し、許可を受ければ誰でも使用できることになっていきます。

使用料は今度の町議会で使用料徴収条例を議決して正式に決められますが、それ迄暫定的に使用料を定めましたが、それによりまずと、照明灯三〇灯全部使用した場合は一時間に付三五〇円、二〇灯使用の場合は二五〇円で、使用時間は十時三〇分となっております。

秩序ある決まりのなかで、町民の融和と健全な心身の発達のために大いに活用していただくことのために、大いに利用することを望みます。

## 新総代決まる

### 土地改良区

昭和町土地改良区の総代選挙は、本年八月二日の任期満了を控

河野 勝

## 農業共済評価員も決定す

町長は、昭和町農業共済損害評価委員の任期満了に伴い、農業災害補償法第一四三号第三項の規定により、新委員の選任を行ない条例の規定に基づいて議会の同意を得ました。五月一日から任期起算の新らしい委員は次のとおりです。

(敬称略)

- 西条一区 三井猛雄 西条二区 秋山俊明 清水新居 秋山善雄 西条新田 田中文次 押 越 紙渡阿原 河東中島 飯野 威 武内 進 飯 喰 堀内五郎 河 西 今村宣誉 上河東 保坂 篤

# 青山茂さん

## 全国表彰



昭和町愛育会上河東支部長青山さんは長年にわたる母と子の福祉のための民主的地域組織で

ある愛育班の班長として、隣保相扶の精神にもとづき、献身的な奉仕活動を行なうとともに愛育班の指導育成にも努力され、その功績が非常に顕著であったため、このたび第三回愛育班員全国大会（東京）において山梨県代表として、恩賜財団母子愛育会長より表彰されました。ここに班員の皆様へ伝達するとともに愛育班員活動の益々向上発展されることを願います。

### 皆で交通事故の絶滅を

年々交通事故が激増して居りますが、その事故に直接関係なかった人々は何の感じも持たなくなっているようです。余りに多すぎて無関心になってしまったのではないのでしょうか。

居ります。又歩行者の事故で幼児と老人の事故が本町では特に目立って居ります。歩行者の知識の欠如から来るもので全体の人が交通安全の認識が低いと云われます。一瞬の居ねむりは一生のねむりへ

別表は昭和四十五年度の昭和町における交通事故の状況です。発生事故の割合は県下で第二十五位ですが、飲酒運転で住民の起した事故は山梨県は全国第二位で、昭和町は県下第一位の汚名を残して



(昭和町交通事故発生状況・昭和45年中)

項 目	発生状況	県下に占める割合	山梨県下の状況
当該市町村内に発生した交通事故件数	55件	0.9%	6,188件
当該住民のおこした交通事故件数	42件	0.7%	6,188件
当該市町村内に発生した歩行者事故	件数	12件	0.9%
	死者	0人	%
	傷者	12人	0.9%
当該住民の歩行者事故の死傷者数	死者	0人	%
	傷者	16人	1.2%
住民千人当りの歩行者事故による死傷者数	2.80人	—	1.80人
住民のおこした飲酒運転事故件数	6件	—	388件
住民のおこした交通事故に占める飲酒運転事故の割合	14.3%	—	6.3%
住民千人当りの飲酒運転事故者数	1.05人	—	0.50人

### 夏の交通事故防止県民運動が始まる

が、反発のしようも無いわけでは、飲酒運転事故、幼児・老人の歩行中の事故など、各家庭のお母さん達の教育、気の付け方で半減あるいは絶滅出来るのではないでせんか。

夏休み中の、こどもの交通事故を県民総ぐるみで防止しようと、七月二十一日から八月三十一日の間この運動が実施されることになりました。各家庭のお母さん方には、特に幼児、児童生徒の安全教

育に特段の協力をお願いします。又、各家庭での話し合いの場にもこの問題を取り上げられて、色々話し合っ、昭和町から、この事故が一件でも少なくなること町民全体で心掛けましょう。

(歩行者事故原因別状況)

原因別	道と路びへ出し	車直の後直横前断	左側通行	幼児の上一人歩き	その他	正しい歩行
発生件数	4	3	1		1	3
県下に占める割合	0.8	2.0	1.9		0.4	0.8
山梨県下の状況	468件	147	51	34	236	376

(歩行者事故年齢別状況)

年齢別	こども						19歳以下	20歳以上59歳以下	老人(60歳以上)			
	幼児		小学生		中学生				男	女		
	男	女	男	女	男	女						
死傷者数	3		2				1	1		5		
県下に占める割合	1.3		1.6				0.4	0.4		3.9		
山梨県下の状況	(4)227	(4)122	(5)122	(76)	(1)23	(14)	(1)31	(1)32	(17)246	(8)239	(9)115	(16)128

# 夏の青少年の生活指導は ボンドの乱用を追放

夏は、長期の休みがあることから、青少年が家庭、社会、自然の中での生活体験をおして、自主性を伸ばし、心身の発達をはかるよい時期です。

しかし、一步誤ると、季節的な解放感からその青少年にとってとり返しのつかないことにもなりかねません。

近年、海水浴場やキャンプ場など、人が多く集まるところを中心に、少年の非行が激増しています。また、シンナーの乱用や、オートバイによる事故が増えるのもこの時期です。

こうしたことから青少年を守るため、昭和町民会議は青少年の夏の生活指導の目標を次のように決め、七月、八月を推進期間としました。

◇ たくましい身心をきたえよう。

地域青少年が積極的に参加できる夏のスポーツ行事をたくに催す。

◇ 青少年の自主的活動をすすめる。

若いリーダーを養成して、集団活動を効果的にすすめる。家族ぐるみで夏の生活設計を

たてよう。

各家庭では、学校や地域の行事を考えながら、夏でなければできない経験や学習について計画をたてよう。

◇ 青少年を、非行、事故、病氣からまもろう。

◇ 「家庭の日」を完全実施する。

毎月、第一日曜日は、「家庭の日」として、家族みんなでも何でも話し合う。

特にシンナー・ボンドの乱用を追放するため、有害性についての講習会、販売店の協力を求め、集会場、プール、遊び場などの危険箇所の点検と整理を徹底する。

なお、育成会では子供と成人の相互理解を深めるとともに育成会相互の親睦をはかるため、親善フットボール大会を八月中旬に行なう予定です。

## 炎天下の熱戦

甲州オガライトが優勝

第三回昭和町球友クラブ主催による野球大会はさる七月四日、押原中、峡中中の二会場において午前七時より開始された。

今回は新たに、河西、上河東の二チームが加わり、これまでの最高九チームとなりました。試合は熱戦のうちに始まりダークフオー

スの存在であった甲州オガライトが初優勝を飾った。

成績は次のとおり、

優勝 甲州オガライトチーム

準々 興振産産

三位 河東中島チーム

四位 役場

以下出場チームホテル、

東 新和、東洋、河西、上河

## 防犯用

### 携帯ブザーを

痴漢暴漢による犯罪が益々増加し、夏と共に痴漢による犯罪が尚増加致します。これらの防犯対策として、南甲府署管内防犯連絡所

協会で携帯ブザーを広く婦女子に利用して頂き一般の人々の協力を得てこれ等の犯罪を防止することに致しました。別図のようにコンパクトタイプでハンドバッグに入



り、単三の電池が一ヶ使用してあり、紐を引けば二十分間ビーツと連続して警報が鳴り、一〇〇米位まで聞えます。価格は三八〇円を二八〇円で斡旋致します。近くの防犯連絡所を通じて申し込んで下さい。

ビーツと云う警報が聞えましたら皆で直ぐその場へかけつけて下さい。お互いが協力して地域から痴漢暴漢による犯罪を締め出し、安全な生活を過ごしましょう。

## 相続税・贈与税の減税

### ◎贈与税

他人(親族を含む)から財産を贈与された場合通常四十万をこえれば贈与税が課税されます

が、婚姻期間二十五年以上の夫婦で贈与財産が居住用の土地家屋等の場合四十万円のほかに配偶者

と同一ように相続税についても

控除として、百六十万円まで贈与税が課税されないことになりました。これが今年の改正

で配偶者控除百六十万円が三百六十万円に引上げられて合計四

百六十万円となり婚姻期間も二十五年から二十年に短縮されることになりました。

### ◎相続税

◇贈与税の配偶者控除の改正

と同一ように相続税についても

控除として、百六十万円まで贈与税が課税されないことになりました。これが今年の改正

で配偶者控除百六十万円が三百六十万円に引上げられて合計四

百六十万円となり婚姻期間も二十五年から二十年に短縮されることになりました。

## 税のことば

十年をこえる一年毎に四十万円(最高限度四百万円)というような内容に改正されました。

◇相続に際して受け取る生命保険金も相続財産として扱われており法定相続人一人あたり百万円までは非課税とされていますが、この非課税限度が百五十万円に引上げられました。

◇また死亡後三年以内に確定する退職金についても相続財産として扱われており法人相続人一人あたり五十万円まで非課税とされていますがこの非課税限度額が八十万円に引上げられました。

◇また死亡後三年以内に確定する退職金についても相続財産として扱われており法人相続人一人あたり五十万円まで非課税とされていますがこの非課税限度額が八十万円に引上げられました。

